

市・都民税、所得税の申告はお早めに

◆申告期限は3月15日です

市・都民税の申告は市役所へ

市・都民税の申告を左の表のとおり受け付けています。所得の確定申告をする方、給与所得者で勤務先から年末調整済みの給与支払報告書が提出されている方、所得が年金のみで各種控除の追加がない方は、申告の必要はありません。

●申告に必要なもの

①市・都民税申告書
※1月に発送しましたが、届かない場合は市役所市民税係へ連絡してください。

②郵送での提出にご協力を
混雑を避けるため、申告書と必要書類は郵送で提出してください。

③125cc以下のバイクなどの廃車・名義変更手続きは市役所市民税係へ
※受付印を押した申告受付票が必要な場合は、宛先を記入し

④提出 3月15日(消印有効)までに〒196-8511 市役所市民税係へ
※受付印を押した申告受付票が必要な場合は、宛先を記入し

●上場株式等の配当所得等に対する異なる課税方式の選択を廃止
切手を貼った返信用封筒を同封してください。

●所得税と市・都民税とで異なる課税方式を選択できましたが、税制改正により、令和6年度からは課税方式を一致させるようになりました。詳しくは、問い合わせるか、市ホームページをご覧ください。

☆詳しくは、市民税係へ。



●所得税の申告は立川税務署へ
所得税・地方消費税の申告を受け付けています。

●125cc以下のバイクなどの廃車・名義変更手続きは市役所市民税係へ

●車・バイクなどの廃車・名義変更手続きはお済みですか
軽自動車やバイクなどにかかる軽自動車税(種別割)は、毎年4月1日現在の所有者(所有名義の方)に課税されます。既に使用していない、他人に譲った、市外に転出する、盗難に遭ったなどの場合は、早めに廻りください。そのままにしておくと課税されます。受け付け窓口は車種によって異なります(以下の表のとおり)。

車・バイクなどの廃車・名義変更手続きはお済みですか
軽自動車やバイクなどにかかる軽自動車税(種別割)は、毎年4月1日現在の所有者(所有名義の方)に課税されます。既に使用していない、他人に譲った、市外に転出する、盗難に遭ったなどの場合は、早めに廻りください。そのままにしておくと課税されます。受け付け窓口は車種によって異なります(以下の表のとおり)。



◆廃車・名義変更手続きの車種別受け付け

| 車種 | 受け付け |
|-----------------------|---|
| ①バイク(125cc以下)、農耕・小型特殊 | 市役所市民税係 ☎544-5111 |
| ②軽自動車四輪乗用、軽自動車四輪貨物 | 軽自動車検査協会 多摩支所(府中市) ☎050-3816-3104 |
| ③二輪の小型自動車、軽自動車二輪 | 多摩自動車検査登録事務所(国立市) ☎050-5540-2033 |
| ④普通乗用車、トラック、その他 | ☎042-523-3171 |

※税金関係は、①②③は市役所で、④は立川都税事務所☎042-523-3171で受け付けます。

◆申告書作成会場
立川地方合同庁舎内の申告書作成会場は、3月15日まで市役所市民

※国税庁ホームページから、申告書の作成・送信もできます。
詳しく述べ、立川税務署☎042-523-1181へ。

※詳しく述べ、立川税務署☎042-523-1181へ。

税係でも受け付けます。

税係でも受け付けます。